

(様式第4号)

上田市景観審議会 会議概要

1 審議会名	上田市景観審議会
2 日時	平成26年12月12日 午前10時00分から午前11時30分まで
3 会場	大手町会館 3階会議室
4 出席者	竹原会長、清水副会長、青木委員、池内委員、大西委員、小林委員、甘利委員、矢島委員、北原委員、羽田委員、丸山委員、室賀委員
5 市側出席者	清水都市建設部長、三浦都市計画課長、津久井景観係長、小岩井景観係主査
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	1人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	平成26年12月16日

協 議 事 項 等

- 1 開 会 (都市計画課長)
 - 2 あいさつ (都市建設部長)
 - 3 人事通知書の交付
 - 4 委員・事務局の紹介 (都市計画課長)
 - 5 協議事項
 - (1) 会長・副会長の選任について
 - ・互選の結果、竹原委員が会長に、清水委員が副会長に選出された。
 - (2) 景観審議会の役割と景観行政の概要について (資料1)
 - ・資料に沿い、三浦課長から、概要を説明
 - (3) 上田市都市景観賞実施要綱の変更について (資料2、資料3)
 - ・資料に沿い、津久井係長から、概要を説明
 - ・以降、協議
 - (委員) 資料2、景観条例第33条に、「...屋外広告物その他の物件について」表彰することができるが、屋外広告物を表彰対象とするのはなぜか。日本では、屋外広告物は氾濫しているといってもいい状況で景観を壊しており、反対に規制しなければいけないのではないか。
 - (事務局) 屋外広告物の中でも、デザインの優れたもの、上田らしさを感じさせるもの等、良好な景観の形成に寄与するものを表彰するという趣旨である。
 - (委員) 屋外広告物は、道案内のサインや店舗表示など、必要不可欠なものもある。質の高い屋外広告物を評価して、紹介していくことで、質の悪い屋外広告物が改善されていくという効果が期待できるので、いいことではないかと思う。
 - (委員) 広告物というと、いかにも商業目的というイメージがあって誤解をまねくのではないか。
 - (事務局) 法令で用語の定義が定められている。
 - (事務局) 景観審議会での議論を踏まえ、特に良好な景観形成のために寄与しているかどうかという原則に立ち返って選定に当たることとしたい。
- 協議結果：審査の対象となる広告物と対象とならない広告物を明記するよう審査基準を修正して、出された修正すべきとの意見を議事録に反映するよう事務局に要請があった上で、本件は了承された。

(4) 信州上田の景観 100 選の実施について (資料 4、資料 5)

- ・資料に沿い、津久井係長から、概要を説明
- ・以降、協議

(委 員) 景観の募集方法について、若者がスマートフォンなどで撮影した写真をインターネット上で気軽に応募できるような仕組みを考えられないか。

(事務局) 応募点数が増え、管理、選定が困難になることが想定されるので、このような募集方法とした。

(委 員) 景観の募集なので、あくまでも場所、ゾーンを募集するということ。写真コンテストではないということを周知する必要がある。

(委 員) 景観については、歴史、風土など単に見た目だけの話ではなく、様々な要素を含んでいる。幅広く募集して、1冊で上田市の歴史風土が見渡せるものにしたほうがいい。

「著作権は市に帰属する」とすると、募集の敷居が高くなる。著作権は撮影者に帰属させて、市は自由に使用する権利を有するようにするなど、権利関係をもう少し柔軟なものとするように研究できないか。

(事務局) スマートフォンを用いた景観の募集は、若い人の感性を取り込むおもしろい取り組みである。景観 100 選で取り入れられるか、別物として取り組むかわからないが、研究はしてみたい。

協議結果：事務局において、審議会の意見を踏まえて要綱を修正することの要請を受けたうえで、本件は了承された。

6 閉 会 (都市計画課長)